

20歳がスタート！

# 国民年金



今年20歳を迎える皆さん、ご  
成人おめでとうございます。

国民年金はすべての公的年金制度  
の基礎となるもので、日本国内に住  
所のある20歳から60歳までのすべて  
の方は、国民年金に加入することが  
法律で義務づけられています。学生  
の方も加入しなければなりません。  
公的年金制度は、現役世代が高齢  
世代を支え、今の現役世代が高齢世  
代になつたときには次の世代が支え  
るという「世代と世代の支えあい」  
のしくみで成り立っています。

20歳を迎えるこの機会にしつ  
かりと人生計画を立て、自分自身の  
将来のために国民年金に加入し、保  
険料を納めてください。

納付が困難な方は、学生納付特例  
や申請免除という制度がありますの  
で、役場住民課または草津社会保険  
事務所までお問い合わせください。

※20歳を迎えるすべての方を対  
象として、20歳の誕生日の前月に、  
社会保険事務所から「国民年金被  
保険者調査・資格取得届」（はが  
き）をお送りしています。必要事  
項を記入のうえ、社会保険事務所  
まで返送してください。

年金受給者の皆さんへ

公的年金等の源泉徴収票が  
送付されます

社会保険庁から、国民年金や厚生  
年金などの老齢年金を受給されてい  
る方を対象として、1月下旬に「平  
成20年分の公的年金等の源泉徴収票」  
が送付されます。

この「源泉徴収票」は、平成20年  
中に年金から天引きで納付いただい  
た介護保険料や後期高齢者医療保  
険料、国民健康保険税額が表示されて  
おり、所得税（町県民税）の確定申  
告の際に必要となりますので、大切  
に保管してください。

なお、障害年金や遺族年金は課税  
対象ではありませんので、「源泉徴  
収票」は送付されません。

詳しくは、国保税については税  
務課住民税担当へ、長寿医療制度  
については住民課保険年金担当へ  
お問い合わせください。

詳しくは、国保税については税  
務課住民税担当へ、長寿医療制度  
については住民課保険年金担当へ  
お問い合わせください。

「口座振替によりお支払いいた  
くことになります。  
なお、口座振替であつても、お  
支払いいただく保険料の総額は変  
わりません。

出産育児一時金の  
支給額が変わります

平成21年1月から、産科医  
療補償制度に加入している分  
娩機関で出産した場合の出産  
育児一時金の支給額を35万円  
から38万円に引き上げます。  
同制度に未加入の分娩機関  
で出産した場合は35万円の支  
給となります。



◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ ⑤6571 有線⑥7784

草津社会保険事務所 国民年金業務課  
電話 0771-567-12220

□座振替に変更される方は、役  
場の窓口にて手続きをお願いしま  
す。平成21年1月中に手続きいた  
だくと、平成21年4月分の年金か  
らのお支払いが中止され、7月か

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ ⑤6571 有線⑥7784

税務課 住民税担当  
☎ ⑤6570 有線⑥50093



## 国保税と長寿医療制度の保険料納付方法が選択できるようになります

（後期高齢者医療制度）の保険料  
が年金天引きされている方につい  
て、申請により口座振替で納付で  
きる方を拡大するよう、国におい  
て決定されました。

詳しく述べ、国保税については税  
務課住民税担当へ、長寿医療制度  
については住民課保険年金担当へ  
お問い合わせください。



●「口座振替」に変更される方は  
手続きが必要です

平成21年4月から、国保税（65  
歳74歳）と長寿医療制度（後期高  
齢者医療制度）の保険料の納付方  
法について、「年金からのお支払  
い」から「口座振替」に変更でき  
る方が拡大されました。

現在、要件となつている①国保  
税を2年間確実に納付している②  
連帯納付義務者（世帯主または配偶  
者）がいて年金収入が180万  
円未満の2つが撤廃されます。た  
だし、これまでの納付状況等から  
□座振替への変更が認められない  
場合があります。

□座振替に変更される方は、役  
場の窓口にて手続きをお願いしま  
す。平成21年1月中に手続きいた  
だくと、平成21年4月分の年金か  
らのお支払いが中止され、7月か